

令和3年第1回坂城町議会臨時会会議録

1. 招集年月日 令和3年5月20日
2. 招集の場所 坂城町議会議場
3. 開 会 5月20日 午前10時00分
4. 応招議員 14名

1番議員	小宮山 定彦 君	8番議員	栗田 隆 君
2 〃	大森 茂彦 君	9 〃	朝倉 国勝 君
3 〃	山城 峻一 君	10 〃	滝沢 幸映 君
4 〃	祢津 明子 君	11 〃	吉川 まゆみ 君
5 〃	中島 新一 君	12 〃	西沢 悦子 君
6 〃	大日向 進也 君	13 〃	塩野入 猛 君
7 〃	玉川 清史 君	14 〃	中嶋 登 君
5. 不応招議員 なし
6. 出席議員 14名
7. 欠席議員 なし
8. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者

町 長	山村 弘 君
副 町 長	宮崎 義也 君
教 育 長	清水 守 君
会 計 管 理 者	柳澤 博 君
総 務 課 長	臼井 洋一 君
企 画 政 策 課 長	大井 裕 君
住 民 環 境 課 長	竹内 禎夫 君
福 祉 健 康 課 長	伊達 博巳 君
商 工 農 林 課 長	竹内 祐一 君
建 設 課 長	関 貞巳 君
教 育 文 化 課 長	堀内 弘達 君
収 納 対 策 推 進 幹	長崎 麻子 君
ま ち 創 生 推 進 室 長	清水 智成 君
総 務 課 長 補 佐	瀬下 幸二 君
総 務 係 長	
総 務 課 長 補 佐	細田 美香 君
財 政 係 長	
企 画 政 策 課 長 補 佐	宮下 佑耶 君
企 画 調 整 係 長	
保 健 セ ン タ ー 所 長	竹内 優子 君
子 ども 支 援 室 長	鳴海 聡子 君
9. 職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	北村 一朗 君
議 会 書 記	宮崎 あかね 君

10. 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 町長招集あいさつ
- 第 4 報告第 2 号 町長の専決処分事項の報告について
- 第 5 議案第 39 号 令和 3 年度坂城町立小中学校空調設備設置工事請負契約の締結について
- 第 6 議案第 40 号 令和 3 年度消防ポンプ自動車売買契約の締結について
- 第 7 議案第 41 号 令和 3 年度坂城町一般会計補正予算（第 1 号）について
- 第 8 議長の改選について
- 第 9 副議長の改選について
- 第 10 議席の一部変更について
- 第 11 議案第 42 号 坂城町監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 第 12 常任委員の選任について
- 第 13 議会運営委員の選任について
- 第 14 一部事務組合議会議員等の改選について
- 追加第 1 発議第 1 号 議会改革等特別委員会の設置について
- 追加第 2 特別委員の選任について

11. 本日の会議に付した事件

10. 議事日程のとおり

12. 議事の経過

議長（西沢さん） おはようございます。

ただいまの出席議員は 14 名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和 3 年第 1 回坂城町議会臨時会を開会いたします。

なお、会議に入る前にカメラ等の使用の届出がなされており、これを許可してあります。

直ちに本日の会議を開きます。

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により、出席を求めた者は理事者をはじめ各課等の長であります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第 1 「会議録署名議員の指名について」

議長（西沢さん） 会議規則第 127 条の規定により、12 番 塩野入 猛君、13 番 中嶋 登君を会議録署名議員に指名いたします。

◎日程第2「会期の決定について」

議長（西沢さん） お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（西沢さん） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。

◎日程第3「町長招集あいさつ」

議長（西沢さん） 町長から招集の挨拶があります。

町長（山村君） 改めまして、おはようございます。

本日ここに令和3年第1回坂城町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様全員のご出席をいただき、開会できますことを心から感謝申し上げます。

過日の議会全員協議会におきまして、4月1日付人事異動に伴います議会出席者の紹介を申し上げます。本日は、議会出席の全職員がここにそろっておりますので、ひとつよろしくお願ひします。

さて、新型コロナワクチン接種につきまして、当町では、先週5月10日月曜日から65歳以上の方を対象とした集団接種を文化センター体育館で開始いたしました。接種に当たりましては、町内医療機関の先生方と鹿教湯病院の医師等、医療スタッフのご協力いただく中で、これまで大きなトラブルもなく、16日日曜日までの1週間で2,608人の高齢者の方へ第1回目の接種を実施することができました。

今週は、町内医療機関の先生方にご協力いただく中で、高齢者施設等7か所を巡回し接種を行っており、入所している方210人及び施設従事者165人への接種を予定しております。また、来週の26日水曜日から30日日曜日にかけては、再び文化センター体育館での集団接種により1回目の接種を進め、31日月曜日以降は2回目の接種を実施していく予定としております。

今回の集団接種の予約につきましては、コールセンターの電話がつながりにくく予約が取りにくいといったお話を多数いただきましたことから、町ではコールセンターの回線を増やすとともに、連休中の5月3日から5日には75歳以上の方を対象とした臨時予約窓口を開設し対応いたしました。ワクチン接種は今後も続きますので、こうした課題を今後にかかしてまいりたいと考えております。

なお、現状で見込まれる65歳以上の方の接種率につきましては、今回の集団接種にご予約いただきました4,165人と施設巡回での接種予定者数を合わせますと約81.6%になりますが、まだ予約についてのご相談をいただいている状況でもあります。追加の接種につきましても、

調整してまいりたいと考えております。

さて、続きまして5月下旬から6月上旬に開催を予定しておりました第16回ばら祭りにつきましては、県内での新型コロナウイルス感染症の終息が見通すことができず、さらに、緊急事態宣言が発令されている都道府県がある中で、実行委員会の皆様ともご相談させていただき、やむを得ず、昨年に引き続き中止とするとともに、バラ公園への来園につきましては自粛をお願いすることといたしました。

2年続けての来園自粛は誠に残念ではありますが、来年のばら祭り、バラの観賞を楽しみにしていただき、今年度につきましては、公園来場の自粛にご理解とご協力をお願いしたいと考えております。

また、小中学校空調設備の設置事業につきまして、令和元年度の普通教室への設置に続き、特別教室等への設置工事を行うための入札を先般実施し、本日、契約締結の議案を上程させていただいております。

工期は8月末までとしておりますが、できるだけ早い時期に設置ができるよう取り組んでまいりたいと考えております。

また、町消防団第9分団、これ網掛地区ですけれども、このポンプ自動車につきまして平成10年の配備以来22年を経過し、老朽化が進んでおりますことから更新をいたしたく、本議会に売買契約締結に係る議案を上程させていただいております。

新しいポンプ自動車は11月中の配置を予定しており、消防団の皆さんとともにさらなる安心・安全の町づくりを進めてまいりたいと考えております。

そのほか、令和3年度の各事業の状況につきましては、6月の議会定例会において述べさせていただきたいと思っております。

本議会にご審議をお願いいたします案件は、議会の人事案件のほか、税条例の一部改正、一般会計及び特別会計補正予算、和解及び損害賠償額の決定等の専決処分事項の報告7件並びに契約の締結2件、議会選出の監査委員の選任、一般会計補正予算の4件でございます。

よろしくご審議を賜り、ご決定いただきますようお願い申し上げまして、招集のご挨拶とさせていただきます。

議長（西沢さん） 日程第4「報告第2号 町長の専決処分事項の報告について」から日程第7「議案第41号 令和3年度坂城町一般会計補正予算（第1号）について」までの4件を一括議題とし、議決の運びまでいたします。

職員に議案を朗読させます。

（議会事務局長朗読）

議長（西沢さん） 朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

町長（山村君） それでは、順次、ご説明申し上げます。

まず、専決第4号「坂城町税条例等の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本件は、国の税制改正により、地方税法及び関係法令等が改正され、3月31日にそれぞれ公布されたことに伴い、税条例等を改正したものであります。

主な改正内容としましては、個人町民税につきまして、住宅借入金等特別税額控除において控除期間を3年間延長し、13年間とする特例措置について一定の期間に契約した場合は、令和4年12月末までの入居者を対象とするものであります。

また、医療費控除のセルフメディケーション税制に関しまして、対象となる医薬品をより効果的なものに見直しを行い適用期限を5年間延長し、令和9年度までとするものであります。

次に、固定資産税につきましては、評価替に伴い、宅地等において急激な税負担の増加を緩和するために行っている負担調整措置について、令和3年度から5年度までに延長するとともに、新型コロナウイルス感染症により社会経済等が大きく変化したことを踏まえ、納税者の負担感に配慮する観点から令和3年度に限り、評価替により税額が増加する土地について前年度の税額に据え置くものであります。

また、浸水被害対策のために整備されている雨水貯留浸透施設につきまして、地方税法の範囲内で条例において課税標準額の減額率を定めることができる、いわゆる「わがまち特例」を適用し、固定資産税に係る課税標準額を2分の1とする特例措置を創設するものであります。

次に、軽自動車税につきましては、燃費性能などに応じて種別割を軽減する「グリーン化特例」について適用基準の見直しを行った上で、適用期間を2年間延長するものであります。

また、環境性能割に関しましては、新たな燃費基準の下で税率区分を見直すとともに、税率を1%軽減する特例措置の適用期限を9か月延長し、取得期限を令和3年12月末までとするものであります。

次に、専決第5号「令和2年度坂城町一般会計補正予算（第15号）について」ご説明申し上げます。

本件は、地方消費税交付金や特別交付税の確定、また、町民税の最終見込等により専決をいたしたものであります。

金額としましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,301万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額を86億8,605万9千円といたしたものであります。

歳入の主な内容としましては、個人町民税4,164万2千円、地方消費税交付金6,595万2千円、地方交付税6,047万2千円をそれぞれ増額し、法人町民税2,740万円、財政調整基金などの基金繰入金1億7,490万4千円をそれぞれ減額いたしたものであります。

歳出の主な内容につきましては、広域行政事業基金への積立金3千万円、びんぐし湯さん館施

設整備等基金への積立金2千万円、保健福祉等複合施設整備基金への積立金3,500万円、文教施設等整備基金への積立金3千万円をそれぞれ増額し、業務委託料などふるさと納税事業に係る費用1,257万5千円、介護保険特別会計への繰出金1,388万2千円をそれぞれ減額したほか、各事業実績等により精算、調整をいたしたものであります。

次に、専決第6号「令和2年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について」ご説明申し上げます。

本件は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,894万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を13億8,893万6千円といたしたものであります。

歳入の主な内容としましては、国民健康保険税295万9千円を増額し、県支出金4,900万8千円を減額いたしたものであります。

一方、歳出の主な内容につきましては、基金積立金1,206万7千円を増額し、保険給付費5,179万4千円、保健事業費737万4千円を減額いたしたものであります。

次に、専決第7号「令和2年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第6号）について」ご説明申し上げます。

本件は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ337万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を11億1,789万2千円といたしたものであります。

歳入の主な内容としましては、受益者負担金158万円、下水道使用料750万3千円を増額し、公共下水道事業債1,230万円を減額いたしたものであります。

一方、歳出の主な内容につきましては、一般管理費13万2千円、施設管理費19万8千円、公共下水道事業費304万4千円を減額いたしたものであります。

また、繰越工事において工事箇所が近接するため、交通誘導員の増員配置を行い、地元及び通行者の安全確保を行う必要があり、工事費の増額が見込まれたため、繰越明許費を追加して計上いたしたものであります。

次に、専決第8号「令和2年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第5号）について」ご説明申し上げます。

本件は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,065万円を減額し、歳入歳出予算の総額を14億1,108万8千円といたしたものであります。

歳入の主な内容としましては、国庫支出金26万5千円を増額し、保険料52万5千円、支払基金交付金2,548万2千円、県支出金1,088万円、繰入金2,423万4千円をそれぞれ減額いたしたものであります。

一方、歳出の主な内容につきましては、基金積立金1,293万8千円、予備費2,834万8千円を増額し、保険給付費9,290万3千円を減額いたしたものであります。

次に、専決第9号「令和2年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について」

ご説明申し上げます。

本件は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ61万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億3,319万円といたしたものであります。

歳入の主な内容としましては、後期高齢者医療保険料70万2千円を増額し、歳出の主な内容につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金70万1千円を増額いたしたものであります。

次に、専決第10号「和解及び損害賠償額の決定について」ご説明申し上げます。

本件は、令和3年4月7日、相手方の運転する車両が町道を走行中に舗装陥没箇所にてタイヤがはまり、相手方車両が損傷した事故につきまして、相手方への損害賠償を支払うことで示談成立の合意を得ましたので専決処分をいたしたものであります。

以上、専決処分事項についてご報告いたします。

続きまして、議案第39号「令和3年度坂城町立小中学校空調設備設置工事請負契約の締結について」ご説明申し上げます。

本案は、児童生徒の熱中症対策等に配慮し、令和元年度に実施しました小中学校普通教室への空調設備設置に続き、特別教室のほか、災害時の避難所としての活用もできるよう、多目的教室や会議室等に、今回、空調設備を設置するための工事請負契約について、坂城町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

工事の内容であります。南条小学校においては5教室に7台、坂城小学校は10教室に15台、村上小学校は7教室に10台、坂城中学校は12教室に25台の空調設備をそれぞれ設置し、全体では34教室に57台を設置するものであります。

また、請負金額は1億857万円で、契約の相手方は長坂建設株式会社であります。工期につきましては、議決をいただいた日から令和3年8月31日までであります。

続きまして、議案第40号「令和3年度消防ポンプ自動車売買契約の締結について」ご説明申し上げます。

本案は、平成10年に町消防団第9分団に配備し、22年が経過した消防ポンプ自動車につきまして、新たな車両に更新するための売買契約について、坂城町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

なお、契約金額は2,552万円で、契約の相手方は株式会社北信ポンプであります。

最後に、議案第41号「令和3年度坂城町一般会計補正予算（第1号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ200万円を増額し、歳入歳出予算の総額を66億7,200万円とするものであります。

歳入の内容といたしましては、財政調整基金からの繰入金200万円を増額し、歳出の主な内

容につきましては、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして申請対象期間の延長に伴い、雇用調整助成金等申請支援補助金100万円を、それから、さかき千曲川バラ公園のバラ開花時期における安全対策として、交通誘導等の委託料100万円をそれぞれ増額するものであります。

以上、よろしくご審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

議長（西沢さん） 提案理由の説明が終わりました。

ここで、議案等調査のため、10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時28分～再開 午前10時38分）

議長（西沢さん） 再開いたします。

◎日程第4「報告第2号 町長の専決処分事項の報告について」

専決第4号「坂城町税条例等の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）承認」

◎専決第5号「令和2年度坂城町一般会計補正予算（第15号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）承認」

◎専決第6号「令和2年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）承認」

◎専決第7号「令和2年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第6号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）承認」

◎専決第8号「令和2年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第5号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）承認」

◎専決第9号「令和2年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）承認」

◎専決第10号「和解及び損害賠償額の決定について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）承認」

◎日程第5「議案第39号 令和3年度坂城町立小中学校空調設備設置工事請負契約の締結について」

議長（西沢さん） これより質疑に入ります。

14番（大森君） 1点、質問いたします。

これ、指名競争入札ということで行われましたが、落札率、最高と最低、この3点についてお知らせ願います。

教育文化課長（堀内君） まず、落札率につきましては61.3%、最低が今回の案件にあります、税込み1億850万円、最高は1億6,500万円でした。

議長（西沢さん） ほかにございますか。

8番（玉川君） 今の入札に参加した数です。それを教えてください。

教育文化課長（堀内君） 入札参加業者でございますが、5社でございます。

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第6「議案第40号 令和3年度消防ポンプ自動車売買契約の締結について」

「質疑終結、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第7「議案第41号 令和3年度坂城町一般会計補正予算（第1号）について」

議長（西沢さん） これより質疑に入ります。

7番（栗田君） 先ほどの説明のところ、この予算書の5ページになると思うんですけども、公園管理費というのが100万円ということだと思んですけど、これ、ばら祭りはやらないにも関わらず、この100万円がかかるということなんですか。それを質問します。

建設課長（関君） それでは、5ページの施設警備等の委託100万円についてご説明させていただきます。

先ほど町長から招集挨拶もありましたとおり、ばら祭りにつきましては、実行委員会の中で開催の中止が決定されて、感染の拡大状況を勘案する中で自粛とさせていただきました。

ただ、昨年と同じように自粛の要請をさせていただいたんですが、施設、バラ公園の中でかなり多くの方が自粛を要請をされましたけれど、ご来場いただいたということもございまして、かなり交通関係で支障を来していたという状況でございます。

施設管理をする中で、そういった状況をそのままにしておくわけにはいかないので、警備員、また、その方たちには感染予防を呼びかけていただきながらしていきたいというふうに、施設の管理者として考えさせていただいたということでございます。

以上です。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

議長（西沢さん） ここで暫時休憩いたします。

（休憩 午前10時48分～再開 午前10時50分）

副議長（小宮山君） 再開いたします。

休憩中に議長西沢悦子さんから議長の辞職願が提出されました。

よって、地方自治法第106条第1項の規定により、私、副議長が議長を務めます。

地方自治法第117条の規定により、西沢悦子さんに退場を求めています。

職員に辞職願を朗読させます。

議会事務局長（北村君） 朗読します。

「辞職願。私儀、一身上の都合により坂城町議会議長を辞職いたします。令和3年5月20日。
坂城町議会議長、西沢悦子。坂城町議会副議長、小宮山定彦殿。」

以上であります。

副議長（小宮山君） ただいま朗読のとおりであります。議長は、地方自治法第108条の規定による議会の許可が必要であります。

お諮りいたします。

西沢悦子さんの議長辞職を許可することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

副議長（小宮山君） 異議なしと認めます。

よって、西沢悦子さんの議長辞職を許可することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

（休憩 午前10時52分～再開 午前10時53分）

副議長（小宮山君） 再開いたします。

ただいま退任されました、前議長西沢悦子さんから退任の挨拶を求められておりますので、これを許可いたします。

1番（西沢さん） 議長退任に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

在任中は、2019年10月の台風19号災害、そして、いまだ終わりの見えない新型コロナウイルス感染拡大により、生活様式や働き方、社会の仕組みそのものが変わってしまったという大きな変化に翻弄された2年間ありがとうございました。

その間、坂城町議会業務継続計画の策定、また、新型コロナウイルス感染防止対策、そして、議場における議会システム更新など、議員皆様のご協力により進めることができました。心より感謝を申し上げます。

また、理事者はじめ職員の皆様には、在任中、ご指導、ご鞭撻を賜りましたことに深く感謝とお礼を申し上げます。

いよいよ今年度より第6次長期総合計画による新しい町づくりが始まりました。今後も新しい町づくりと町の発展に向け、議員の一人として力を尽くしてまいります。

2年間、本当にありがとうございました。（拍手）

◎日程第8「議長の改選について」

副議長（小宮山君） お諮りいたします。

議長の選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いをします。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

副議長（小宮山君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、副議長が指名することにしたいと思いをします。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

副議長（小宮山君） 異議なしと認めます。

よって、副議長において指名することに決定いたしました。

議長に、私、小宮山定彦を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長に指名されました、私、小宮山定彦を当選人と定めることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

副議長（小宮山君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名されました、私、小宮山定彦が議長に当選いたしました。

会議規則第33条第2項の規定による当選人の告知をいたします。

ただいま議長に当選いたしました小宮山定彦から議長就任の挨拶をいたします。

2番（小宮山君） 議長就任に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

このたび議員各位のご推挙により議長を務めることになりました。まずもってその職責の重さを痛感しておるところでございます。

もとより圧倒的な経験不足は本人自ら百も承知しておりますが、公平かつ活発な議会の実現に全力を尽くす所存であります。つきましては、議員各位のご指導、ご協力を切にお願い申し上げます。

また、理事者をはじめ職員の方々にも、格段のご協力をお願い申し上げ、就任のご挨拶といたします。

◎日程第9「副議長の改選について」

議長（小宮山君） 私、小宮山定彦が議長に就任したことにより、副議長が欠けました。

よって、副議長選挙を行います。

お諮りいたします。

副議長の選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（小宮山君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（小宮山君） 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

副議長に大森茂彦君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました大森茂彦君を当選人と定めることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（小宮山君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました大森茂彦君が副議長に当選いたしました。

会議規則第33条第2項の規定による当選人の告知をいたします。

ただいま副議長に当選いたしました大森茂彦君から副議長就任の挨拶があります。

14番（大森君） ただいま皆様より副議長にご推挙いただき、ありがとうございます。

私は、議長を補佐し、住民福祉の向上のため、議会本来の目的を果たすよう全力を尽くしてまいります。

町では、第6次長期総合計画をはじめ、各種計画がスタートした年度であります。町民が住みたい、住み続けたい、生きることが楽しくなる町づくりに全力で取り組む所存でございます。

さらに、公平で民主的な議会運営に努めてまいりますので、議員皆様のご指導、ご協力を心よりお願い申し上げます。

また、理事者、そして職員の皆様方にも格段のご支援、ご協力をお願い申し上げまして、私の就任のご挨拶といたします。

◎日程第10「議席の一部変更について」

議長（小宮山君） 今回、議長、副議長の選挙等に伴い、議席の一部を変更します。

議席は、会議規則第4条第3項の規定により、議長が定めます。

職員に、変更する議席番号と氏名を朗読させます。

議会事務局長（北村君） 朗読いたします。

1番 小宮山定彦議員、2番 大森茂彦議員、3番 山城峻一議員、4番 柘津明子議員、
5番 中島新一議員、6番 大日向進也議員、7番 玉川清史議員、8番 栗田 隆議員、9番
朝倉国勝議員、10番 滝沢幸映議員、11番 吉川まゆみ議員、12番 西沢悦子議員、
13番 塩野入 猛議員、14番 中嶋 登議員。以上であります。

議長（小宮山君） ただいまの朗読したとおり議席を定めました。

ここで暫時休憩いたします。

（休憩 午前11時03分～再開 午前11時06分）

議長（小宮山君） 再開いたします。

なお、お手元に追加議案の提出がありました。

お諮りいたします。

ただいま提出された議案を日程に追加いたしたいと思えます。

ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（小宮山君） 異議なしと認め、日程に追加することに決定いたしました。

◎日程第11「議案第42号 坂城町監査委員の選任につき同意を求めることについて」

議長（小宮山君） 地方自治法第117条の規定により、西沢悦子さんの退場を求めてあります。

職員に議案を朗読させます。

（議会事務局長朗読）

議長（小宮山君） 朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

町長（山村君） それでは、議案第42号「坂城町監査委員の選任につき同意を求めることについて」ご説明申し上げます。

本案は、議会選出の監査委員としてご活躍いただきました塩野入 猛氏の辞職を承認し、新たに西沢悦子氏を議会選出監査員として選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により同意をお願いするものであります。

以上、よろしくご審議を賜り、適切なるご決定をいただきますようお願い申し上げます。

議長（小宮山君） 提案理由の説明が終わりました。

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）同意」

議長（小宮山君） 暫時休憩いたします。

（休憩 午前11時09分～再開 午前11時10分）

議長（小宮山君） 再開いたします。

ここで、12番 西沢悦子さんから発言を求められておりますので、これを許可します。

12番（西沢さん） 監査委員就任に当たり、ご挨拶を申し上げます。

コロナウイルス感染対策の切り札としてのワクチン接種が始まったばかりですが、終息後の日常がどう変わるのか不安の中にあります。町行政は町民の意思を尊重し、町民が望む町づくりを進めなければなりません。

私は、監査委員として行政の公正と能率を確保するために、その職責を果たすべく誠心誠意努めてまいります。皆様のご指導をよろしく願いいたしまして就任のご挨拶といたします。

◎日程第12「常任委員の選任について」

議長（小宮山君） 常任委員の選任につきましては、委員会条例第6条第4項の規定により、議長において指名したいと思います。

職員に朗読させます。

議会事務局長（北村君） 朗読いたします。

総務産業常任委員会委員、栗田 隆議員、朝倉国勝議員、大森茂彦議員、中嶋 登議員、西沢悦子議員、中島新一議員、柘津明子議員。

社会文教常任委員会委員、滝沢幸映議員、大日向進也議員、小宮山定彦議員、塩野入 猛議員、吉川まゆみ議員、玉川清史議員、山城峻一議員。以上であります。

議長（小宮山君） お諮りいたします。

ただいまの朗読のとおり指名することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（小宮山君） 異議なしと認めます。

よって、朗読のとおり、それぞれの常任委員会委員に選任することに決定いたしました。

なお、委員会条例第7条第2項の規定による常任委員長及び同副委員長の互選の結果について報告を申し上げます。

総務産業常任委員長、栗田 隆君、同副委員長、朝倉国勝君、社会文教常任委員長、滝沢幸映君、同副委員長、大日向進也君。以上であります。

◎日程第13「議会運営委員の選任について」

議長（小宮山君） 議会運営委員の選任につきましては、委員会条例第6条第4項の規定により、議長において指名したいと思います。

職員に朗読させます。

議会事務局長（北村君） 朗読いたします。

議会運営委員会委員、塩野入 猛議員、栗田 隆議員、中嶋 登議員、西沢悦子議員、滝沢幸映議員。以上であります。

議長（小宮山君） お諮りいたします。

ただいまの朗読のとおり指名することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（小宮山君） 異議なしと認めます。

よって、朗読のとおり議会運営委員に選任することに決定いたしました。

なお、委員会条例第7条第2項の規定による議会運営委員長及び同副委員長の互選の結果について報告を申し上げます。

議会運営委員長、塩野入 猛君、同副委員長、栗田 隆君。以上であります。

◎日程第14「一部事務組合議会議員等の改選について」

議長（小宮山君） お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（小宮山君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（小宮山君） 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

職員に朗読させます。

議会事務局長（北村君） 朗読いたします。

長野広域連合議会議員、小宮山定彦議員、西沢悦子議員。

上田地域広域連合議会議員、大森茂彦議員、塩野入 猛議員。

葛尾組合議会議員、中嶋 登議員、吉川まゆみ議員、滝沢幸映議員、中島新一議員。

千曲衛生施設組合議会議員、滝沢幸映議員、大日向進也議員、柗津明子議員。

六ヶ郷用水組合議会議員、塩野入 猛議員、朝倉国勝議員、栗田 隆議員、山城峻一議員。

千曲坂城消防組合議会議員、吉川まゆみ議員、朝倉国勝議員、玉川清史議員。以上であります。

議長（小宮山君） お諮りいたします。

ただいまの朗読のとおり、議長指名による当選人とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（小宮山君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしましたとおり、一部事務組合議会議員に当選されました。会議規則第33条第2項の規定による当選の告知をいたします。

議長（小宮山君） 次に、追加議案の審議に入ります。

追加日程第1「発議第1号 議会改革等特別委員会の設置について」から追加日程第2「特別委員の選任について」までの2件を一括議題とし、議決の運びまでいたします。

（議会事務局長朗読）

議長（小宮山君） 朗読が終わりました。

続いて、提出者の趣旨説明を求めます。

発議第1号について9番 朝倉国勝の趣旨説明を求めます。

9番（朝倉君） 発議第1号「議会改革等特別委員会の設置について」趣旨説明を行います。

地方分権の進展により自治体の権限が拡大をしております。議会の役割もますます重要となっております。これらに対応し、議会改革を積極的に進める地方議会が全国的に広がってまいっております。

坂城町議会をはじめ地方議会を取り巻く環境は、地域課題や住民ニーズの多様化、複雑化、デジタル変革への対応など喫緊の課題が山積をしております。

こうした諸課題を議会として真摯に受け止め、課題と向き合っていくために議会改革等に関する調査・研究を行う特別委員会を設置し、調査等が終了するまで継続して行うことをご提案申し上げます。

議員各位におかれましては本案の趣旨をご理解いただき、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。趣旨説明といたします。

議長（小宮山君） 以上で趣旨説明が終わりました。

◎追加日程第1「発議第1号 議会改革等特別委員会の設置について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎追加日程第2「特別委員の選任について」

議長（小宮山君） 特別委員の選任につきましては、委員会条例第6条第4項の規定より、議長において指名したいと思います。

職員に朗読させます。

議会事務局長（北村君） 朗読いたします。

地域交通網対策特別委員会委員、塩野入 猛議員、山城峻一議員、小宮山定彦議員、中嶋 登議員、吉川まゆみ議員、朝倉国勝議員、栗田 隆議員。

広報発行対策特別委員会委員、大森茂彦議員、山城峻一議員、吉川まゆみ議員、中島新一議員、祢津明子議員。

議会改革等特別委員会委員、朝倉国勝議員、祢津明子議員、中嶋 登議員、吉川まゆみ議員、玉川清史議員、大日向進也議員、中島新一議員。

坂城駅周辺活性化特別委員会委員、大日向進也議員、祢津明子議員、大森茂彦議員、西沢悦子議員、滝沢幸映議員、玉川清史議員、中島新一議員。以上であります。

議長（小宮山君） お諮りいたします。

ただいまの朗読のとおり指名することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（小宮山君） 異議なしと認めます。

よって、朗読のとおり、それぞれの特別委員に選任することに決定いたしました。

なお、委員会条例第7条第2項の規定による各特別委員長及び同副委員長の互選の結果について報告を申し上げます。

地域交通網対策特別委員長、塩野入 猛君、同副委員長、山城峻一君、広報発行対策特別委員長、大森茂彦君、同副委員長、山城峻一君、議会改革等特別委員長、朝倉国勝君、同副委員長、祢津明子さん、坂城駅周辺活性化特別委員長、大日向進也君、同副委員長、祢津明子さん。以上であります。

議長（小宮山君） 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

ここで町長から閉会の挨拶があります。

町長（山村君） 令和3年第1回坂城町議会臨時会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

ただいまは、提案いたしました専決処分事項の報告、小中学校への空調設備設置工事及び消防ポンプ車購入の契約の締結、一般会計補正予算並びに議会選出の監査委員の選出等全て原案どおりご決定をいただきました。ありがとうございます。

本臨時会におきまして、正副議長が改選されました。西沢前議長、小宮山前副議長におかれましては、2年間にわたりご労苦いただき、心から感謝と御礼を申し上げます。

新たに議長に就任されました小宮山定彦議員、副議長になられました大森茂彦議員におかれましては、ますますのご活躍を心からご期待を申し上げるところでございます。

また、2年間、町監査委員としてお務めいただきました塩野入監査委員におかれましても、大変ありがとうございました。

新たに監査委員として選任されました西沢悦子議員さんには、引き続きお力添えをいただきますようお願い申し上げます。

議会構成とともに委員会構成も新体制となりました。

今後とも町と議会が力を合わせ、第6次長期総合計画に掲げる「輝く未来を奏でるまち」の実現を目指し、施策を推進してまいりたいと考えております。

議員各位のご健勝とご活躍をご祈念申し上げまして、閉会のご挨拶といたします。ありがとうございました。

議長（小宮山君） これにて令和3年第1回坂城町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(閉会 午前11時26分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

坂城町議会議長（旧） 西 沢 悦 子

坂城町議会副議長（旧）
坂城町議会議長（新） 小宮山 定 彦

坂城町議会議員 塩野入 猛

坂城町議会議員 中 嶋 登

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

坂城町議会議長（旧）

坂城町議会副議長（旧）

坂城町議会議長（新）

坂城町議会議員

坂城町議会議員

